

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(X-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	国民に信頼される持続可能な公的年金制度等を構築し、適正な事業運営を図ること(施策目標X-1-1) 基本目標X:高齢者が出来る限り経済的に自立できるよう、所得確保の仕組みの整備を図ること 施策大目標1:老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障の充実を図ること					<b>担当 部局名</b>	年金局	<b>作成責任者名</b>	総務課長 内山 博之 年金課長 岡部 史哉 数理課長 山内 孝一郎 首席年金数理官 山本 進 事業企画課長 駒木 賢司 事業管理課長 三好 圭	
<b>施策の概要</b>	<p>本施策は、以下を柱に実施している。</p> <p>1. 公的年金制度は、現在の高齢者に対する年金給付を、現在の現役世代が支払う保険料で賄うという、世代と世代の支え合いの考え方に基づいて成り立っており、賃金や物価の上昇など、長期間の社会経済の変動に対応して、実質的に価値のある年金を支給することにより、終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えることを目的としている。また、定期的に公的年金制度の財政状況を検証することで、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度の構築を目指している。加えて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者(前年の所得額が老齢基礎年金満額以下の者など)に対し、年金に上乘せて年金生活者支援給付金を支給することにより、これらの者の生活の支援を図る。</p> <p>2. 政府管掌年金事業(厚生年金保険事業及び国民年金事業)については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされており、同法に基づき、厚生労働大臣が定める日本年金機構が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)において、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、政府管掌年金事業の適正な運営及び政府管掌年金(厚生年金保険制度及び国民年金制度)に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的としている。</p>									
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1	終身にわたって高齢者の生活の基本部分を支えるため、持続可能な公的年金制度等を構築することが課題である。								
	2	公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことにより、国民生活の安定に寄与することが課題である。								
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>					<b>達成目標の設定理由</b>				
	目標1 (課題1)	公的年金制度の持続可能性を検証し、現行の公的年金制度等を改善する。					社会経済の変動に対応し、将来世代にわたり持続可能な公的年金制度等の構築のためには、継続的な検証及び改善が必要なため。			
	目標2 (課題2)	公的年金制度の適切な事業運営を図る。					国民生活の安定に寄与するためには、公的年金の適用、徴収、給付、記録管理、相談等の各業務を、正確、確実かつ迅速に行うことが必要なため。			
	達成目標1について									
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>	<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>		
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
①	-	-	円滑な施行に向けた法令整備	令和3年度	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	必要な法令整備	<p>・平成28年に成立した年金改革法は、将来世代の給付水準を確保するものであり、若い世代の年金制度への信頼が高まることで、安心して、今の高齢者の年金を支えていただけることとなり、制度の持続可能性も高まる。その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p> <p>・無年金者の問題は、かねてより年金制度の課題の一つとして指摘されており、社会保障・税一体改革において、無年金者をできるだけ救済すると同時に、納付した年金保険料を極力給付に結びつける観点から、諸外国の例も考慮し、受給資格期間を25年から10年へ短縮することとしたものである。平成28年に成立した受給資格期間短縮法は、受給資格期間の短縮は消費税率の10パーセントへの引上げ時に行うこととしていたが、消費税率引上げの延期を決定する中で、無年金の問題は喫緊の課題であることから、できる限り早期に実施すべきと判断し、平成29年8月1日施行としたものである。この法律は、年金制度への信頼を高めることにつながるものであり、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>・年金生活者支援給付金制度は、令和元年10月の消費税率の10パーセントへの引上げ時に合わせて、年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乘せて支給するものである。低年金・低所得の高齢者の方への対策については、社会保障全体で総合的に取り組むこととしており、年金生活者支援給付金はその一環として取り組むものであって、円滑な実施は重要な意義をもつため、当該指標を選定した。</p> <p>(参考)平成28年度実績:平成28年年金改革法、受給資格期間短縮法の成立</p>
②	-	-	円滑な施行に向けた法令整備	令和6年度	-	-	財政検証の実施	財政検証の結果等を踏まえた必要な検討の実施、法令整備	必要な法令整備	<p>・平成28年には、被用者保険の適用拡大、額改定ルールの見直しを含む年金改革法が成立したが、国民に信頼され、持続可能な制度とするため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための推進に関する法律」(平成25年法律第112号)に挙げられた検討課題(※)のうち、残された課題を含め、令和元年財政検証の結果等を踏まえた課題について検討を実施することが重要であるため、当該指標を選定した。</p> <p>(※)検討課題は下記の4つの項目をさす。</p> <p>①マクロ経済スライドの見直し ②短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大 ③高齢期の就労と年金受給の在り方 ④高所得者の年金給付や年金課税の在り方の見直し</p> <p>(参考)平成28年度実績:年金改革法、受給資格期間短縮法の成立</p> <p>・令和2年年金改正法は、令和元年財政検証を踏まえ、社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るものであり、その法律の円滑な施行に向けて、法令整備を遅滞なく行うことは、持続可能な公的年金制度の構築にとって重要な意義を持つため、当該指標を選定した。</p>

(参考)指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	将来世代に対して、公的年金制度の仕組みや理念について年金教育を行うことにより意識改革を図ることで、保険料納付の促進につながるなど、公的年金制度の持続可能性の確保に寄与するため。 (参考)平成28年度実績:3,467回
3	年金教育の実施	3,650回	3,993回	3,834回	-	-	

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費(昭和17年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 <sup>39)</sup> 】	1.08億円 (0.93億円)	1.28億円 (1.01億円)	1.80億円	2	・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとに保険料、国庫負担額及び給付費等の検証を実施するため、財政検証システムを改修。「財政の現況及び見通し」を作成し、公表を行う。 ・検証の結果等を踏まえ、公的年金制度の持続可能性の確保や現行の公的年金制度の改善に向けた企画立案により、国民に信頼される公的年金制度を構築することができる。	799
(2)	公的年金財政検証関係経費(平成13年度)	0.26億円 (0.25億円)	0.15億円 (0.14億円)	0.24億円	2	・社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムを改修し、年金数理部会において、毎年度の財政状況等の分析・評価と財政検証・財政再計算時における検証(レビュー)の支援を行う。 ・厚生年金、国民年金、共済組合の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行うことができる。	800
(3)	年金生活者支援給付金の支給に必要な事務費(平成25年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 <sup>39)</sup> 】	8.96億円 (8.65億円)	143.49億円 (132.4億円)	92.13億円	-	・高齢、障害、遺族の各支援給付金の対象となる方に給付金を確実に支給するため、日本年金機構、市町村等における支給事務に係る交付金等の支給を行う。	801
(4)	年金生活者支援給付金の支給に必要な経費(令和元年度) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野 <sup>39)</sup> 】	-	1,858.9億円 (1,244.3億円)	4,908.1億円	1	・年金を含めても所得が低く、経済的な支援を必要としている者に対し、年金に上乗せして年金生活者支援給付金を支給する。	816

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
④ 国民年金の現年度納付率(アウトプット)	65.0%	平成28年度	前年度実績から1.0ポイント程度以上の水準	令和2年度	前年度実績から1.0ポイント以上の水準 (66%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上の水準 (67.3%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上の水準 (69.1%)の水準	前年度実績から1.0ポイント以上の水準 (集計中)の水準	-	国民年金保険料の納付率を向上させることが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和2年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a> (参考)平成27年度実績:63.4%、平成28年度実績:65%
⑤ 厚生年金保険等の適用の状況(アウトプット)	115,105	平成28年度	適用目標事業所数82,000事業所	令和2年度	(1)適用目標事業所数:80,000事業所 (2)適用目標被保険者数:215,000人	(1)適用目標事業所数:87,500事業所 (2)適用目標被保険者数:196,500人	適用目標事業所数:80,000事業所	適用目標事業所数:82,000事業所	-	厚生年金保険の適用される事業所を把握するとともに、把握した事業所へ加入指導を行うことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和2年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a> (参考)平成27年度実績:92,550事業所、平成28年度実績:115,105事業所
⑥ 年金給付事務の所要日数の目標(「サービススタンダード」)の達成率(アウトカム)	①95.9% ②91.7%	平成28年度	①90%以上 ①高齢厚生年金 ②障害厚生年金	令和2年度	90%	90%	90%	90%	-	年金事務所などで請求書を受け付けてからお客様に年金証書が届くまでの標準的な所用日数をサービススタンダードとして定め、その達成状況の改善に取り組むことが、公的年金制度の適正な事業運営に必要なため指標として選定し、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和2年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a> (参考)平成27年度実績:①94.1% ②90.1%、平成28年度実績:①95.9% ②91.7%

⑦	「ねんきんネット」のID取得件数(アウトプット)	457万件	平成28年度	前年度の増加実績を上回る取得件数	令和2年度	前年度比20%増(548.4万件)	前年度比20%増(632.4万件)	前年度の増加実績(95万件)を上回る取得件数	前年度の増加実績(107万件)を上回る取得件数	-	「ねんきんネット」は前年度の増加実績を上回るID取得件数を目標に掲げて、年金事務所等におけるアクセスキーの発行強化や平成30年10月に構築した「ねんきんネット」とマイナポータルとの属性連携開始の周知などの利用促進に向けた取組を推進するとともに、「ねんきんネット」本体画面のユーザビリティや見やすさの改善及びスマートフォン対応の拡充等による機能強化・利便性向上を進めることで、利用者及び利用回数の増加を図っていく。 (参考)平成27年度実績:418万件、平成28年度実績:457万件
						527万件	622万件	729万件			
⑧	未統合記録(5095万件)の解明件数(アウトプット)	3,145万件	平成28年度	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	令和2年度	未統合記録の解明・統合を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	未統合記録の解明・統合(5,095万件)を図る	-	未統合記録の解明・統合に向けて様々な取組を進めてきたところであり、その解明件数を目標として定めるもの。目標値については、日本年金機構の年度計画で定めている目標値を令和2年度の目標値としている。 ※政府管掌年金事業については、日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づき、厚生労働大臣の監督の下に、日本年金機構がその業務運営を担うこととされている。 ※出典:日本年金機構中期計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/chukikeikaku.html</a> 日本年金機構年度計画 <a href="https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html">https://www.nenkin.go.jp/info/disclosure/nendokeikaku.html</a> (参考)平成27年度実績:3,110万件、平成28年度実績:3,145万件
						3,192万件	3,234万件	3,272万件			
⑨	保管文書1箱当たりの単価(アウトカム)	930円	平成28年度	平成28年度比で10%削減	令和2年度	-	-	平成28年度比で10%削減	平成28年度比で10%削減	-	国民の年金給付に結びつく大量な文書を適切に保管するにあたり、1箱当たり単価を削減することで事務費コストを抑制し適正な事業運営に資することから指標として選定し、平成28年度比で10%削減することを目指している。
						-	737円	790円			
⑩	20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数(アウトカム)	60日	平成29年度	納付書の送付を14日程度まで短縮	令和2年度	-	-	14日	14日	-	従来は、20歳に到達したときから初回の納付書送付までの日数が、長い方で60日程度かかるケースが生じていたが、令和元年10月から20歳到達者について、届出勸奨を行わずに最初から職権適用を行うことにより、当該期間を長い方で14日程度まで短縮することを目指している。
						60日	60日	14日			

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(5)	基礎年金給付に必要な経費(昭和61年度)	241,296.9億円 (229,047.2億円)	247,465.6億円 (233,352.3億円)	256,478.5億円	6	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。	802
(6)	国民年金給付に必要な経費(昭和36年度)	5,564.4億円 (4,769.8億円)	4,766.4億円 (4,082.1億円)	4148.8億円	6	・高齢・障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。	803
(7)	保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定)(昭和17年度)	242,676.2億円 (236,830.7億円)	240,942.4億円 (235,716.6億円)	241,703.6億円	6	・労働者の高齢・障害又は死亡について、労働者及び遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。	804
(8)	存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費(昭和61年度)	1,728.6億円 (1,214.0億円)	2,733.2億円 (2,729.4億円)	3,598.2億円	6	・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用について、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直されたことに伴い、免除保険料の相当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、「国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)」に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。 ・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するが、増大した債務については免除保険料率に反映していないことから、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、事後的に厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。	805
(9)	福祉年金給付に必要な経費(昭和34年度)	0.5億円 (0.2億円)	0.2億円 (0.1億円)	0.1億円	6	・高齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため、国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。	806
(10)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等)(平成22年度)	21.9億円 (20.5億円)	21.4億円 (21.3億円)	22.1億円	4,5,6	・国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ、保険料徴収を確実にするため、国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納及びクレジットカード会社における立替納付事務等、厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。	807
(11)	公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等)(平成22年度)	125.7億円 (114.6億円)	121.6億円 (100.8億円)	144.2億円	4	・主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービスの向上を図る。	808
(12)	年金記録問題対策の実施に必要な経費(平成19年度)	-	-	-	7,8	・年金記録問題のうち、オンラインで管理している記録に誤りがある問題を解決するため、平成22年10月から紙台帳とコンピュータ記録を突合させて、記録の不一致が判明した方にお知らせを送付する取組みを行い、平成25年度末で作業は完了している。また、平成26年度は、お知らせを送付した方からの回答を受け、記録の訂正を進めた。 ・今後とも一人でも多くの方の記録の回復につなげるため、引き続き、様々な政策を進め、効率的・効果的に取り組んでいく。	-
(13)	社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費(昭和48年度)	332.1億円 (316.7億円)	317.0億円 (297.9億円)	343.9億円	4,5,6	・年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の運用等を行う。	809

(14)	社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 (平成17年度)	354.2億円 (111.2億円)	289.5億円 (157.9億円)	299.2億円	4,5,6	・経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1(平成29年1月から順次稼働)、年金制度に基づく適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、年金制度改正等の状況や現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発等を進める。	810		
(15)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構運営費交付金) (平成21年度)	1083.6億円 (1083.6億円)	1,052.4億円 (1,052.4億円)	1067.3億円	4,5,6,7,8	・日本年金機構における人件費、一般管理費、年金記録問題対策経費にかかる資金について交付するもの。	811		
(16)	日本年金機構運営費交付金に必要な経費(日本年金機構事業運営費交付金) (平成21年度)	1,793.8億円 (1793.8億円)	1,999.6億円 (1,999.6億円)	2025.0億円	4,5,6	・日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。	812		
(17)	ねんきん定期便 (平成21年度)	61.6億円 (61.6億円)	61.4億円 (61.4億円)	57.6億円	7	・国民年金及び厚生年金保険の被保険者全員に、毎年、保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。 具体的には、①年金加入期間、②年金見込額、③保険料の納付額、④国民年金の月毎の納付状況、厚生年金保険の月毎の標準報酬月額・標準賞与・保険料納付額を記載。 (節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には全期間の状況を封書で、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をハガキでお知らせする。) ※ 国民年金法及び厚生年金保険法上、保険料の納付の時効は2年であり、毎年の記録の確認が重要。	813		
(18)	年金関係文書等保管事業 (平成21年度)	11.0億円 (11.0億円)	10.6億円 (10.6億円)	12.0億円	9	・日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。	814		
(19)	20歳到達者に係る国民年金加入勧奨事業 (平成21年度)	6.6億円 (6.6億円)	5.6億円 (5.6億円)	-	10	・日本年金機構が把握可能なすべての20歳到達者に対し、国民年金被保険者の適用を行う。	815		
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	平成29年度
		49,507,020,670(47,539,159,732)		50,179,087,706		51,135,301,995			
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
		-			-		-		